

争点確認メモ

5

仙台地方裁判所第2民事部 合4ア係

本件は、原告らが、被告に対し、人格権に基づく妨害予防請求権に基づいて女川原子力発電所2号炉（以下「本件原発」という。）の稼働の差止めを求める事案である。

10 まず、本件原発の稼働の差止めについて、県及び市の避難計画に実効性が欠けていることが独立の差止め事由になるか（宮城県（以下「県」という。）及び石巻市（以下「市」という。）の避難計画に実効性が欠けていることをもって、直ちに本件原発の差止めを求めることができるか。本件原発において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の存在等が必要か）が争点となる。

【注2】

15 次に、本件では避難計画が実効性を欠いているか否かが争点となっているところ、原告らはこれを基礎づける評価根拠事実として、下記の実事（主として、1及び3の実事）を主張しており、これらの評価根拠事実の有無及びそれを踏まえて避難計画が実効性を欠き、原告らの人格権侵害の具体的危険が認められるか否かが具体的な争点となる。【注1】

【注7】

記

20 1 検査場所において交通渋滞が発生し、避難者が被ばくの危険性の高い30km圏内から長期間脱出することができず、また、受付ステーションにおいても交通渋滞が発生し、これらが重なって避難者が避難所に辿り着くことができず、しかも、交通渋滞によって生じる問題に対する避難者の耐久時間が無視されていること（訴状の第1の理由を整理補充したもの。検査場所及び受付ステーションに係る準備の不備を含む。）【注3】【注4】

25

2 複合災害等で避難先自治体が受け入れを拒否した場合でも、その避難先自治体の

受付ステーションまで行かなければ二次避難先を指定してもらえない仕組みになっているため、結果として避難者は二次避難先を指定してもらえないこと（訴状の第2の理由）

3 自家用車による避難が困難な住民等が避難するために国、県又は市が準備すること  
5 になっているバスの確保と手配ができないこと（訴状の第3の理由）

【注5】

4 病院・高齢者施設の入院患者・入居者の避難が困難であること（訴状の第4の理由）

5 市の行政機能の移転先（代替施設）が確保されていないこと（訴状の第5の理由）

6 オフサイトセンターが機能しないこと（訴状の第6の理由）

10 7 安定ヨウ素剤の緊急配布ができないこと（訴状の第7の理由）

8 女川地域原子力防災協議会の中核である作業部会が避難計画の実効性を調査・確認しておらず、実効性があるかのように仮装された資料を県と市が承認することで「確認」がされたと扱われていること（訴状の第8の理由）

9 屋内退避でも被ばくリスクを負うこと（訴状の第9の理由）

15

以上

## 【注1】 差止めの理由を避難計画（その実効性の欠如）に絞った理由

- ① 科学論争を回避できる（科学論争の相手は、電力会社と規制委員会の2者）
- ② （10年間の調査結果に基づき）短期決戦が可能
- ③ 住民の調査と常識で不備を判断できる
- ④ 情報公開と質問書で不備を暴ける

## 【注2】 被告の主たる主張。この点についての原告の反論・反証の要旨

- ① 放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できるかどうかと、そのような重大事故が起きる可能性があるか否かは全く別なこと（航空機の非常脱出用スライド、船舶の救命いかだ、救命浮器、救命浮輪等の義務づけは、事故が起きる可能性を否定できないから）。
- ② 第204回国会原子力問題調査特別委員会第3号（令和3年4月8日）における更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）の「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。[中略]これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険がある。プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべき」との発言、及びこの発言が原子力規制委員会を代表する立場での見解であり、原子力規制委員会の見解と同一であるとの規制委員会からの回答（弁護士法に基づく照会に対する回答）。
- ③ 水戸地裁 令和3年3月18日判決（深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはいえず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険がある）  
(⇒避難計画の不備だけで原告勝訴)

札幌地裁 令和4年5月31日判決（理由中）

（防災計画が安全性に欠ければ、そのみで人格権侵害の恐れが認められる。）

- ④ 県の計画は事故が起きる可能性があることを前提にしている。県の計画は、目的として「放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るため」を掲げている（5層は放射性物質が外部に放出されたことを前提にしている。いつ、どのようなきっかけで放射性物質が放出するかを原告に求めるのは、屋上屋を架す不必要な要件）。
- ⑤ （避難計画を含む）5層は規制委員会の規制の対象になっていない。原告において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できなければ、5層は裁判所の判断の対象からも外れる。規制委員会の規制を受け、裁判所の判断の対象にもなる4層までと著しく違う。裁判所のチェックが及ばなければ安全神話がはびこる。
- ⑥ 被告は検査場所に600名の要員を派遣することになっている。県に対し「具体的危険を主張立証してから要員の派遣を要請して欲しい」と反論していない（放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が無いのであれば、600名の要員の派遣は不要）。
- ⑦ 被告が女川地域原子力防災協議会の作業部会に毎回出席し、令和2年3月25日の協議会で被告の増子副社長が「福祉車両等の移動手段の確保、避難退域時検査の要員や機材の提供、避難所等への生活物資の支援をはじめ、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」旨回答している（甲B16の10）。同日同協議会が下した「確認」にも賛同している（放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が無いのであれば、作業部会への出席、増子副社長の回答は不要）。
- ⑧ 仮処分の即時抗告審が「本件2号機において放射性物質放出事故が発生する具体的危険性があることの主張疎明がない以上は、債権者らの生命又は身体が侵害される具

体的危険性の存在は認められない」とする一審の判断を追認しなかった（一審の判断が不当であったから）。

⑨ ①～⑧に対する被告の反論なし。

⑩ 裁判所が令和4年2月16日付で原告の求める調査嘱託を採用（被告のこの主張を認めるなら調査嘱託の採用は不要）。

### 【注3】 検査場所を開設できないと原告が主張する理由の要旨

① 検査場所の規模と特徴に対応した現場計画を立てていない。検査場所予定地について県は

- ・避難車両の動線をどのように設定したのか
- ・検査レーンを置く場所
- ・（避難者用の駐車場を設ける場合）その場所

は検討段階であり、確定したものは存在しないと回答している（それらの確定は検査場所の「基本設計」に相当する。「基本設計」が存在しない）。

② 各検査場所に設置するべきレーン（車両用ゲート型モニタ）数が決まっていない。購入も未了である。

- ・ 阻害要因調査における検査場所毎のレーン数の合計は93。購入済のレーン数は12。
- ・ 県は検査場所全体でいくつのレーンが必要か検討したことがないことを認めている。
- ・ 「何を考慮して鷹来の森運動公園の検査場所のレーン数を決めるのか。」の質問に、県は検査場所毎のレーン数は事前に決めることはせず、「(事故後に) 災害の規模や緊急性等に応じて災害対策本部長が決定する」と回答している。検査場所毎のレーン必要数が事前に決まっていなければ事故後の本部長の決定は困難。
- ・ 県は不足するレーンを他県から借りると回答しているが、時間的に困難。

- ・ よって、必要なレーンを搬入できない。
- ③ 検査場所に必要最小限の要員数を派遣することができない。
- ・ 検査場所毎の必要最小限の要員数を把握していない。
  - ・ 被告600名、県320名は何ら根拠のない数字である。
  - ・ (検査場所毎の必要最小限の要員数を把握していないため)被告の600名のうち何名を鷹来の森運動公園に派遣すべきか、県の320名のうち何名を鷹来の森運動公園に派遣すべきかを定めることができない。
  - ・ よって、必要な要員を派遣できない。
- ④ 当該検査場所の必要最小限の要員数も決まらなければ、要員数に比例する防護服等、資材の量も決定することができず、量が決定できなければ、購入もできず、購入していなければ搬入もできない(購入済みの防護服は216着)。
- ⑤ 検査場所毎の能力が分からない(検査対象車両の概数は検査場所毎に決まっているが24時間稼働で何台検査できるか県は調べていない)。検査場所毎の能力が分からない結果としてその検査場所を何日間継続する必要があるかも分からない(鷹来の森運動公園の検査対象車両は3万9432台。24時間稼働で1台1分として、3万9432台×1分=3万9432分(約27日)、仮に検査を受けた車両の台数を極端に少なく見積もって1万台、出口から平均1分に1台出るとしても1万分(6.9日)かかる)。検査場所毎の能力が分からないことが要員の事前確保にとって大きな障害となって現れている(要員予定者から「そこで何日働くのか」と尋ねられても答えられない。要員予定者から「交替を予定しているのか」「何日で交替できるのか」と尋ねられても答えられない。各検査場所にどれだけの数の被ばく防護服を搬入すべきかも決められない。)(宿泊施設、食料も同じ)。
- ⑥ 必要とするレーンと資材が検査場所に搬入されるまでの日数が不明。要員の派遣方法も不明。そのことが要員の事前確保にとって大きな障害となって現れている(被告が確保する600名の要員予定者、県が確保する320名の職員から「私たちが着くまでに(稼働継続必要日数に対応する数の)被ばく防護服は届いているか」と尋ねら

れても回答できない)。

- ⑦ (情報公開の結果によれば、検査場所は「事故の数日後に開設される」となっているがパンフレット等には記載されていない) P A Z、U P Zのほとんどの住民は、鷹来の森運動公園に向かえばすぐに検査を受けられると信じている。避難者の車両が検査場所に向かう道路を埋める前に、レーン、要員、資材等を検査場所に搬送することは不可能である。レーン、要員、資材等を積んだ車両が検査場所に近づく頃、検査場所の周りは避難者の車両で埋まっており、搬送用の車両は検査場所に近づくことすらできない。
- ⑧ 被告が原告らの第10準備書面第9 (被告が今明らかにすべきこと) に回答していない。原告らの第12準備書面第2の5 (避難者は、「数日後の開設」を知らず、避難指示が出ればすぐに検査場所に向かう。避難者がすぐに検査場所に向かえば、レーン、要員、資材等を積んだ車両が検査場所に近づく頃、検査場所の周りは避難者の車両で埋まっており、レーン、要員、資材等を積んだ車両は検査場所に近づくことすらできない。よって、現状では検査場所は開設できない) に認否していない。
- ⑨ ①～⑧に対する被告の反論なし。

#### **【注4】受付ステーションの準備が未了。その交通渋滞が深刻と原告が主張する理由の要旨**

- ① 受付ステーション準備についての仙台市と石巻市の打合せが文書のやり取りが2回だけ。大崎市の場合、一度も打合せが行われていない。
- ② 受付予定車両の台数、受付ステーションの処理 (受付) 能力からして、(仙台市は24時間稼働を未検討であるが) 仮に24時間稼働で平均して3分に1台で受付を終え、3分に1台が出口を出ることが出来たとしても、青葉体育館の場合の設営期間は、 $1万2400台 \times 3分 = 3万7200分 = 約25日$ となる。大崎市の合同庁舎の設営期間は、 $1万9500台 \times 3分 = 5万8500分 = 約40日$ となる。

- ③ 避難車両の路上での待機可能時間には限界がある（1～2日が限界）。
- ④ ①～③に対する被告の反論なし。

#### 【注5】バスの確保と配備が困難と原告が主張する理由の要旨

- ① 緊急輸送に必要なバスのトータル台数（座数）が把握されていない。
- ② 県と公益社団法人宮城県バス協会との間で平成30年9月13日に協定書が締結されているが、協会の会員（事業者）に協力要請する実行責任者について、県と協会との間で見解の対立している（県は協会、協会は県）。そのため、（いざという場合、協力してくれるかどうか、運転手の同意を得ることができるかどうか等の）準備行為を県も協会も実施していない。準備行為を実施していない結果として、いざという場合、必要台数のバスを協会から提供してもらえない。
- ③ ②の見解の対立のため、確保したバスをどこの一時集合場所に派遣するかを決定し、その決定を事業者あるいはバスの運転手に伝達する手配の実行責任者も不在。手配上の問題点も検討されていない。
- ④ バスの添乗員（市の職員）の確保と手配に市が手をつけていない。職員の役割（何をするのか、何ができて何ができないのか）についても市は検討していない。
- ⑤ （検査場所、受付ステーションの交通渋滞の結果）厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間（13時間、延長しても16時間）内に事業所を出て、事業所に戻るなどできない（事業者から「何日で事業所に戻って来られるのか」と質問されても県も協会も回答できない。回答できなければ協力要請に応じてもらうことは困難）。
- ⑥ ①～⑤に対する被告の反論なし。



**【注6】原告は「携帯する食糧・水・燃料・トイレ等から勘案して、避難車両の路上での待機可能時間（日数）は1日か2日が限界」と主張している**

避難車両が渋滞に巻き込まれ、食料、水等の補給が望めず、トイレを見つけることも困難である場合、避難開始後、何日間その状態で持ちこたえられるかを調べた結果が記載された資料が県にも市に存在しない。

**【注7】原告団長が令和4年9月14日付意見陳述書で「PAZ、UPZの住民約15万人が、事故発生後、**

- ① 県の指示に従って検査場所に向かっているのか
  - ② 一時集合所でバスを待っていていいのか、来たバスに乗っているのか
- という、いのちに関わる切実な問題に集約されている。」と陳述。

開設できないことを知らない避難者が検査場所に向かえば、被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できないことになり、これが人格権侵害に該当。

以上